

奈良市告示第 2 0 1 号

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱を次のように定める。

平成 1 9 年 4 月 1 日

奈良市長 藤原 昭

奈良市民生委員推薦会地区分科会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈良市民生委員法施行細則（平成 1 9 年奈良市規則第 3 1 号）に基づき設置する奈良市民生委員推薦会地区分科会（以下「分科会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 分科会は、民生委員協議会を組織する区域（以下「地区」という。）ごとに委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市民生委員推薦会委員長（以下「推薦会委員長」という。）が委嘱する。

- (1) 地区住民の代表者
- (2) 地区社会福祉関係団体の代表者
- (3) 地区小学校長又は中学校長
- (4) 地区民生委員児童委員協議会の代表者
- (5) 地区居住の学識経験者

3 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が次のいずれかに該当する場合は、任期中であっても推薦会委員長は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合
- (4) その他推薦会委員長が不適當と認めた場合

(委員長)

第3条 分科会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長の任期は、分科会で定める。

3 委員長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、推薦会委員長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 分科会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、分科会の議事の内容について秘密を守り、他に漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推薦会委員長の指導及び助言)

第6条 推薦会委員長は、必要に応じて分科会に対する指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営その他について必要な事項は、推薦会委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の際、現に分科会の委員である者の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年7月31日までとする。

3 平成25年7月31日を任期に含む委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、同年11月30日までとする。